

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和5年3月28日  
大阪府

「大阪府請負契約変更事務処理要綱」の改正及び  
「工事請負契約における設計・契約変更ガイドライン（標準）」の策定について

建設工事の請負契約に関する設計変更を伴う契約変更手続きの一部が下記のとおり変更となります。

記

1 変更概要

- 要綱を改正し、「軽微な設計変更」に係る適用条件を変更します。

（現行）

変更となる設計金額（概算額を含む。）が当初の請負代金額の20%以内に相当する額（20%に相当する額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）



（変更後）

変更となる設計金額（概算額を含む。）が当初の請負代金額の20%以内に相当する額（20%に相当する額が5,000万円を超える場合は、5,000万円）

「軽微な設計変更」とは

設計変更を行う場合にその内容が軽微なものについて、府と受注者が変更内容を変更協議書により合意して、建設工事を施工する方法をいいます。

なお、契約変更手続きは、遅くとも工期末（債務負担行為に係る契約の場合は会計年度末）までに行います。

- 建設工事に関する設計変更を伴う契約変更手続きについて、「工事請負契約における設計・契約変更ガイドライン（標準）」を策定しました。

※ 「軽微な設計変更」に係る具体的な手続きなどは、

[「大阪府請負契約変更事務処理要綱」](#)

[「工事請負契約における設計・契約変更ガイドライン（標準）」](#)

を参照してください。

2 実施時期

令和5年4月1日から

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線 5375）